

人種等差別撤廃法モデル案

2022. 4 外国人権法連絡会

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 国及び地方公共団体、事業者並びに個人の責務
- 第 3 章 国及び地方公共団体の基本方針、基本計画及び基本的施策
- 第 4 章 人種等差別撤廃委員会
- 第 5 章 雑則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（1995（平成7）年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979（昭和54）年条約第7号）の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃が重要な課題であること及び深刻な人種等を理由とする差別が人々を苦しめ、社会を分断している事態を踏まえ、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の撤廃に関する国等の責務、基本的施策、人種等差別撤廃委員会の設置その他の事項を定めることにより、人種等を理由とする差別の撤廃に関する政策を総合的かつ一体的に推進し、外国人その他の人種等による差別を受ける人種等に係る社会的少数者の権利利益を擁護し、もって全ての人の尊厳と多様性が尊重され、人種等による差別のない誰一人取り残されることのない多民族多文化共生社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「人種等」とは、人種、皮膚の色、民族的若しくは種族的出身、世系¹若しくは社会的身分又は国籍²をいう。

¹ 被差別部落の出身であることは世系又は社会的身分に含まれる。

² 国籍について人種差別撤廃条約第 1 条第 1 項の列举事由には含まれず、第 2 項は「市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない」と規定している。ここでいう「市民でない者」とは原文の **non-citizens** の公定訳であり、概ね当該国の国籍を有しない者を意味している。そこで、一見すると国籍による差別は同条約の適用がないかにも見える。しかし、人種差別撤廃委員会が出した同条約の解釈指針である「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30」（2004 年）は、「第 1 条第

- 2 この法律において「人種等を理由とする差別」とは、人種、皮膚の色、民族的若しくは種族的出身、世系若しくは社会的身分又は国籍に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる社会生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう³。
- 3 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位をいう。
- 4 この法律において「言動」とは、次に掲げる態様によるものを含むものとする⁴。
- 一 他人の言動の内容を記録した印刷物、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）その他の物の頒布又は公然陳列

2 項は、差別の基本的な禁止を害することを回避するよう解釈しなければならない」（パラ 2）、「人権は、原則として、すべての者によって享有されなければならない。締約国は、国際法に基づいて認められた範囲において、これらの権利の享有における、市民と市民でない者との間の平等を保障する義務を負う」とし、原則として国籍による差別が条約違反であるとした上で、「たとえば、選挙に投票および立候補によって参加する権利は市民にのみ限定することができる」として例外的に国籍による区別が差別とならない場合があると定めている（パラ 3）。特に日本においては歴史的に在日コリアンなど旧植民地出身者が 1952 年 4 月 19 日付け法務府（現・法務省）民事局長通達により国籍選択権もなく一方的に外国籍者とされたうえで、日本国籍がないことを理由に、医療、社会保障、年金、公営住宅から排除されるなど民族差別の多くが国籍条項などによる国籍差別の形をとって来たため、国籍が差別事由にあたることを明記することは不可欠である。東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案コメントール

<https://www.toben.or.jp/message/pdf/201127kommentar.pdf> 第 2 条参照。

³ 人種差別撤廃条約第 1 条第 1 項「この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」

女性（女子）差別撤廃条約第 1 条「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」

障害者権利条約第 2 条「この条約の適用上、[中略]

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。[後略]

⁴ 大阪市ヘイトスピーチ対処条例第 2 条第 2 項参照。

- 二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して他人の言動の内容を記録した文書図画又は画像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くこと
 - 三 前二号に定めるものの他、他人の言動の内容を拡散する活動
- 5 この法律において「人種等を理由とする差別的取扱い」とは、人種等を理由とする差別であって、取扱いによるものをいう。
- 6 この法律において「人種等を理由とする差別的言動」とは、人種等を理由とする差別であって、言動によるものをいう。
- 7 この法律において「人種等に係る社会的少数者」とは、人種等に関する共通の属性を有する社会的少数者をいう⁵。
- 8 この法律において「差別犯罪」⁶とは、刑法（1907（明治40）年法律第45号）その他の法令の罪であって、人種等を理由とする差別を犯行の動機とするものをいう。
- 9 この法律において「複合差別」⁷とは、人種等を理由とする差別のうち、性別若しくは性的指向若しくは性自認又は障害を理由とする差別（性別若しくは性的指向若しくは性自認又は障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる社会生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。）でもあるものをいう。

（基本原則）

第3条 人種等を理由とする差別は、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において撤廃されなければならない。

⁵ 「社会的少数者」とは、市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条の「マイノリティ」と同趣旨である。本質的な要素として被支配的立場にあることがあげられる（師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』（岩波新書、2013年）、40頁参照）が、日本におけるマイノリティは、人数的にも少数者であるので、本条項ではその説明には踏みこんでいない。

⁶ 「ヘイトクライム」を憎悪犯罪と直訳することは誤解を招くので、その本質的要素である「差別」という用語を用い、「差別犯罪」との用語を用いた。

人種差別撤廃委員会の日本政府審査に対する2018年総括所見パラ14参照。「(b) 法的枠組みと被害者の救済へのアクセスを強化するために、ヘイトスピーチ解消法で対象とされていないヘイトクライムを含む人種差別の禁止に関する包括的な法律を採択すること（翻訳：人種差別撤廃 NGO ネットワーク

<https://imadr.net/wordpress/wpcontent/uploads/2018/10/51753d9d0d44c8694afb2d15192dc987.pdf>）」

⁷ 女性差別撤廃条約及び障害者権利条約における差別の定義（前掲注釈3）を参照。本案は、包括的差別撤廃法案ではなく人種差別撤廃法案なので、複合差別について、人種差別をベースとし、そこに他の属性に基づく差別が重なる場合に限定して定義している。

- 2 人種等を理由とする差別を撤廃するための政策の策定及び推進は、人種等に係る社会的少数者のアイデンティティが尊重され、人種等に係る社会的少数者が誇りをもって、差別されることなく平穏な生活ができることを旨として行われなければならない⁸。
- 3 人種等を理由とする差別を撤廃するための政策の策定及び推進は、人種等に係る社会的少数者の意見を聴き、これを尊重しつつ行われなければならない⁹。

(人種等を理由とする差別の禁止)

第4条 何人も、次の各号に該当する行為（以下「差別的行為」という。）その他の人種等を理由とする差別をしてはならない¹⁰。

- 一 採用、労働条件その他の労働関係、医療、社会保障、教育並びに不動産、物品若しくは役務の提供、団体加入などの社会生活における特定の者に対する人種等を理由とする差別的取扱い
- 二 侮辱、嫌がらせその他特定の者に対する人種等を理由とする差別的言動
- 三 人種等に関する共通の属性を有する不特定の者に関し、社会から排除し、又は憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおり若しくは誘発することを目的とする、公然と行われる人種等を理由とする差別的言動であつて、次に掲げるもの
 - イ 著しい侮辱若しくは虚偽の風説を流布し若しくは偽計を用いて人種等を理由とする共通の属性を有する個人又は集団を貶め、又は否定的な評価をもたらすもの

⁸ アイヌ民族施策推進法第1条及び第3条参照。

(基本理念) 第3条第1項 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない。

⁹ 障害者権利条約第4条第3項参照。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人（障害のある子どもを含む。）を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。

¹⁰ 第1号が人種等を理由とする差別的取扱い。第2号が特定人に対する人種等を理由とする差別的言動。第3号から第5号までが不特定人（少数者集団）に対する人種等を理由とする差別的言動。東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案（前掲注釈3）第5条参照。

- ロ 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加えることを告知し、又は助長することにより脅威を感じさせるもの
- ハ その居住する地域から退去させることを告知し、又はそれを助長するもの
- 四 差別の意識をあおり又は誘発することを目的とする人種等を理由とする差別的言動であつて、次に掲げる情報を頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示するもの（摘示した事実の真否にかかわらない。）。
- イ 人種等に関する共通の属性を有することを理由として、人を抽出し、一覧にした情報
- ロ 人種等に関する共通の属性を有する者について、当該属性を有することを容易に識別することを可能とする特定の地名、人の氏、姓その他の情報
- 五 人種等を理由とする差別的取扱いを行うことを表示又は助長する言動
- 六 差別犯罪
- 2 人種等に係る社会的少数者による平等な権利利益の享有又は行使を確保し促進することを目的として行われる行為は、前項第1号及び第5号に規定する差別的行為に該当しない。¹¹

第2章 国及び地方公共団体、事業者並びに個人の責務 (国及び地方公共団体の責務)¹²

¹¹ 人種差別撤廃条約第1条第4項 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなつてはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

¹² 人種差別撤廃条約第2条第1項 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従つて行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続

第5条 国は、第3条に規定する基本原則にのっとり、人種等を理由とする差別の撤廃に関する施策（以下「国の人種等差別撤廃施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 国及び地方公共団体は、あらゆる施策について、人種等を理由とする差別を生じさせたり、永続化させたりする効果を持つものがないか常に検討し、是正するものとする。

3 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止及び解消並びに人種等を理由とする差別の被害者の効果的な救済のための政策及び法制度を整備するものとする¹³。

4 国及び地方公共団体は、人種差別撤廃条約その他の人種等を理由とする差別に関する国際人権法に合致するよう、法令を解釈し、運用、執行しなければならない。

5 地方公共団体は、第3条に規定する基本原則にのっとり、当該地方公共団体における人種等を理由とする差別の実態に応じた、当該地方公共団体における人種等差別撤廃施策（以下「地方公共団体の人種等差別撤廃施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

6 国は、国の人種等差別撤廃施策を効果的に実施するため、地方公共団体、人種等を理由とする差別の撤廃に関する活動を行う民間の団体その他の関係者相互間の連携協力体制の整備を行うものとする。

7 人種等差別撤廃施策の実施が国際人権法上の責務であること及び第1条に規定する社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、第1条に規定する社会の形成は、国際連合、近隣諸国、日本における外国籍出身者の出身国をはじめとする関係国際諸機関及び関係諸国との国際的協調の下に行わなければならない¹⁴

化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされる場合は、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。

¹³ 人種差別撤廃条約第6条 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

¹⁴ 男女共同参画社会基本法第7条（国際的協調）男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本原則の趣旨を踏まえ、人種等を理由とする差別の撤廃について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、人種等を理由とする差別のない地域社会の実現にむけた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、国の人種等差別撤廃施策及び事業を行っている地域の地方公共団体の人種等差別撤廃施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、職場における人種等を理由とする差別¹⁵を撤廃するため、方針の策定、定期的な研修、被用者からの相談窓口の設置などの必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(個人の責務)

第7条 個人は、第3条に規定する基本原則の趣旨を踏まえ、人種等を理由とする差別の撤廃について理解を深め、人種等を理由とする差別のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 個人は、国の人種等差別撤廃施策及び居住又は通勤若しくは通学している地域の地方公共団体の人種等差別撤廃施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 国及び地方公共団体の基本方針、基本計画及び基本的施策

第1節 基本方針及び基本計画

(基本方針等)

第8条 政府は、人種等差別撤廃施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、人種等を理由とする差別の撤廃に関する基本的な方針（以下「政府基本方針」という。）を定めなければならない。

2 政府基本方針には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- 一 国の人種等差別撤廃施策の意義及び目標に関する事項
- 二 政府が実施すべき基本的な方針

3 政府は、政府基本方針の案の作成に当たっては、人種等差別撤廃委員会の意見を聴かななければならない。

4 政府は、政府基本方針の作成に当たっては、人種等を理由とする差別及び複合差別の実態を踏まえなければならない。

5 政府は、政府基本方針の作成に当たっては、人種等を理由とする差別の多様な被害者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければならない。

¹⁵ セクシャルハラスメントと同様にレイシャルハラスメントもなくすよう事業者は雇用管理上取り組む義務があることとした。

6 政府は、政府基本方針を定めたときは、遅滞なく、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前4項の規定は、政府基本方針の変更について準用する。

★★★算用数字に統一、でよいのでは？

8 都道府県は、政府基本方針を踏まえ、当該都道府県における人種等を理由とする差別の実態に応じた当該都道府県における基本方針を作成しなければならない。

9 第2項及び第4項から第6項までの規定は、都道府県の基本方針の作成及び変更について、それぞれ準用する。この場合において、第6項中「国会」とあるのは、「当該都道府県の議会」と読み替えるものとする。

(政府基本計画等)¹⁶

第9条 政府は、政府基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、国の人種等差別撤廃施策に関する基本的な計画（以下「政府基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、政府基本計画及び当該都道府県における前条第8項の基本方針を踏まえ、当該都道府県における人種等を理由とする差別の実態に応じた当該都道府県における基本計画を策定しなければならない。

3 市町村は、政府基本計画及び前項の基本計画であって、当該市町村の属する都道府県が策定したものを踏まえ、当該市町村における人種等を理由とする差別の実態に応じた当該市町村における基本計画を策定しなければならない。

(財政上の措置等)

第10条 国は、国の人種等差別撤廃施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(実施状況及び国内の状況の報告)

第11条 政府は、毎年、国会に対し、政府基本方針、政府基本計画及び国の人種等差別撤廃施策の実施状況並びに人種等を理由とする差別に係る国内の状況（第17条第4項の調査の結果及び統計を含む。）について報告するとともに、これを公表しなければならない。

第2節 基本的施策

(相談体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別に関する相談に的

¹⁶ 2015年提出の人種差別撤廃施策推進法案では「基本計画」策定義務の規定がなかったが、実効性確保のため重要なので条項を入れることとした。人種差別撤廃委員会 2018年総括所見パラ14参照「(i) 具体的目標と措置および適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチおよび暴力の扇動を撤廃する行動計画を制定すること」

確に应ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができよう必要な体制を整備するものとする。

(教育の充実等)

第13条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権法の諸規定、人種等に係る社会的少数者の歴史、文化、言語に関する教育活動その他の人種等を理由とする差別を撤廃するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動等)

第14条 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の撤廃について広く一般の関心と理解を深め、人種等を理由とする差別の撤廃を妨げている諸要因の解消を目的とする広報その他の人種等を理由とする差別を撤廃するための啓発活動を実施するとともに、そのために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別に係る重大な事案が起きた場合や、人種等を理由とする差別を助長する虚偽の事実の流布がある場合などには、速やかに見解や批判を公表するなどして、人種等を理由とする差別を撤廃するための具体的な啓発活動を行うものとする¹⁷。

(多様な文化等に関する情報の提供等)

第15条 国及び地方公共団体は、人種等に係る属性を異にする者の間の相互理解を促進し、その友好関係の発展及び差別の撤廃に寄与するため、多様な文化、生活習慣等に関する適切な情報の提供、相互の交流の促進のための施設の設置その他の必要な措置を講ずるものとする¹⁸。

2 国は、関係する国際人権基準、裁判例等、国内外における人種等に関する差別の撤廃のための取組に関する最新の情報を収集及び整理し、ウェブサイト等で情報を提供するものとする¹⁹。

¹⁷ 啓発の内容として「ヘイトスピーチ許さない」との抽象的文言のみでは不十分であり、例えば、刑事事件や災害の際に「犯人は在日だ」などの差別デマが流された際、首相など公的機関が差別を非難する公的メッセージを直ちに発することが重要であることから条文上明記した。

¹⁸ 川崎市ふれあい館がモデルであり、全国に同様の差別をなくすための交流施設を設置することが有効である。「川崎市ふれあい館条例」(川崎市1988年条例第23号)第1条 日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として相互のふれあいを推進し、互いの歴史、文化等を理解し、もって基本的人権尊重の精神に基づいたともに生きる地域社会の創造に寄与するため、川崎市ふれあい館を設置する。

¹⁹ ヘイトスピーチ解消法成立後、法務省人権擁護局との交渉の度にNGOから、国際人権基準の収集・掲載、国内のヘイトスピーチに関する判例の収集・掲載など具体的に要請してきたが未だ実現されないため、条文上法的義務として明記することが必要である。

(公務員に対する研修等)

第16条 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の問題に対する職員の関心と理解を深めるとともに、職員が人種等を理由とする差別を行わず、又はこれを助長し若しくは支持することのないよう、定期的に研修を実施するものとする。

2 国及び地方公共団体は、公務に関連して人種等を理由とする差別を行った職員に対する懲戒規定を定めるものとする²⁰。

(差別犯罪)²¹

第17条 司法警察職員及び検察官は、差別犯罪が人種等に係る社会的少数者に与える恐怖その他の被害の深刻さ及び社会に与える悪影響に鑑み、差別犯罪がなされたことを疑うに足りる相当な理由があるときには、捜査にあたり、人種等を理由とする差別に係る犯行の動機の存否及び内容について捜査するものとする²²。

2 検察官は、差別犯罪がなされたと思料するときは、公訴の提起及び遂行にあたり、当該事情を考慮しなければならない。

3 裁判所は、人種等を理由とする差別に係る犯行の動機を認定したときは、刑の量定にあたり、当該事情を考慮しなければならない²³。

²⁰ 人種差別撤廃条約第4条(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

²¹ 人種差別撤廃委員会の日本政府審査に対する2018年総括所見パラ14参照。

(f) 警察官、検察官および裁判官を含む法執行官に対して、とりわけ、かかる犯罪の背景にある人種的動機を特定し、苦情を登録し、ならびに事件を捜査および訴追するための適切な方法を含む、ヘイトクライムとヘイトスピーチ解消法に関する研修プログラムを実施すること、

(g) 政治家およびメディア関係者を含む、私人あるいは公人によるヘイトクライム、人種主義的ヘイトスピーチおよび憎悪の扇動を調査し、適切な制裁を科すこと、

(h) 被害者の民族的出身および民族別に細分化した捜査、訴追および有罪判決に関する統計を次回の定期報告書で提供すること、

(i) 具体的目標と措置および適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチおよび暴力の扇動を撤廃する行動計画を制定すること

²² 政府は国連に対して「刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されている」と報告している(2017年国連人権理事会に対する「普遍的・定期的レビュー手続」における「第3回日本政府報告」パラ56等)。しかし、実際には民族差別的動機が量刑上考慮された事例は見つからない。欧米諸国のように刑自体を加重して、差別犯罪として処罰する犯罪類型を設けることが将来的には検討されるべきであるが、まずは刑法を改正しなくとも実現可能で、かつ国際社会に報告している量刑上の考慮を確実に実施することを義務付けた。

²³ 刑事補償法
(補償の内容)

4 国は、差別犯罪の捜査、公訴の提起及び判決の状況に関する調査を実施し、差別犯罪に関する統計（人種等に係る当該属性ごとに係る認知件数、検挙件数及び検挙人員、終局処理人員並びに有罪人員及び無罪人員を含むもの）を作成するものとする。この調査の実施及び統計の作成に当たっては、複合差別に該当する差別犯罪についても留意するものとする。

（インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別の撤廃）

第18条 国は、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別による被害の発生防止、被害者の迅速かつ実効的な救済、被害者の負担の軽減のため、被害救済手続を定める法律の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネット事業者において、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別を撤廃するために行う、定型約款その他の関係規程における人種等を理由とする差別の禁止規定の整備、禁止行為についての迅速かつ適正な是正、削除、苦情受付体制の整備その他の自主的な取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、当該地方公共団体の住民に対するインターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別について調査を実施し、人種等を理由とする差別を発見した場合はインターネット事業者に対して迅速に削除要請を行うなど被害者の負担の軽減のための具体的取組を行うものとする。

4 インターネット事業者は、国の人種等差別撤廃施策及び事業を行っている地域の地方公共団体の人種等差別撤廃施策に協力するものとする。

（被害者の包括的な救済対策の整備）

第19条 国は、人種等を理由とする差別の被害者の救済のため、前条第1項に規定する措置のほか、医療的なケア、職場や住居のあっせんなど被害者救済のための包括的な対策を整備するものとする。

（交付金の交付等）

第20条 国は、地域社会における人種等を理由とする差別を撤廃する事業を具体的に実施する地方公共団体に対し、当該事業の実施に要する経費に充てるため適切な交付金を交付する方法等により、地域社会における人

第4条 抑留又は拘禁による補償においては、前条及び次条第二項に規定する場合を除いては、その日数に応じて、一日千円以上一万二千五百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても、同様である。

2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上的苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

種等を理由とする差別を撤廃する事業を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体の活動の促進)

第21条 国は、人種等に係る社会的少数者の文化、言語を守る活動など、地域社会における人種等を理由とする差別の撤廃に関する自主的な活動を行う民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、人種等を理由とする差別の撤廃に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民間団体に必要な活動を委託する方法等により、人種等を理由とする差別の撤廃に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。ⁱ

(施策の策定及び実施のための調査)

第22条 国は、国の人種等差別撤廃施策の策定及び実施のため、人種等を理由とする差別の実態を明らかにすることを目的として、年に1回、人種等を理由とする差別の実態に関する調査を行い、その結果を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 前項の調査においては、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別及び複合差別の実態についても対象としなければならない。インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別の実態に関する調査は、インターネット事業者等の協力を求めつつ行うものとする。

(人種等に係る社会的少数者の意見の反映)

第23条 国は、国の人種等差別撤廃施策の策定及び実施に当たっては、人種等に係る社会的少数者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(国の施設の利用制限等)

第24条 国は、公衆の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられた国の施設（以下単に「国の施設」という。）の利用許可の申請があった場合において、当該申請に係る利用により国の施設において差別的行為が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に明らかに認められるときは、これを許可してはならない。

2 国は、国の施設の利用許可の申請に係る許可をした場合であっても、その後当該申請に係る利用により国の施設において差別的行為が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に明らかに認められるに至ったとき、又は当該申請に係る利用により国の施設において差別的行為が現に行われている事実を認めたときは、当該許可を取り消さなければならない。

3 国は、国の施設の利用許可の申請があった場合において、当該申請に係る

る利用により国の施設において差別的行為が行われるおそれが客観的な事実に照らして認められるとき(ただし、第1項に規定する場合を除く。)は、差別的行為を行わないよう警告し、又は利用条件の付加その他の差別的行為を防止するために必要最小限度の制限を付して許可することができる。

- 4 国は、国の施設の利用許可の申請があった場合において、当該申請に係る利用により国の施設において差別的行為が行われるおそれがあると疑うに足る相当な理由があるときは、人種等差別撤廃委員会の意見を聞かなければならない。
- 5 国は、国の施設の利用許可の申請の許否を判断するに当たっては、前項又は次条第10項の人種等差別撤廃委員会の意見を尊重するものとし、人種等差別撤廃委員会の意見と異なる判断をするときには、その理由を公表しなければならない。
- 6 国は、国の施設の利用許可の申請の許否を判断するに当たっては、その処分が表現行為に対する事前抑制となり得るものであることに鑑み、表現の自由を不当に侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。
- 7 地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するために設けられた公の施設において差別的行為が行われないよう努めるものとする。

(利用の許否等調査手続等)

- 第25条 人種等差別撤廃委員会は、国の施設の利用許可の申請について、当該利用が差別的行為を行うことを目的とするものであるか否かにつき、当該利用により被害を受けるおそれがある者若しくは当該利用が目的としていると疑われる差別的行為が対象とする人種等に係る社会的少数者であつて当該人種等に関する共通の属性を有する者により構成される団体の請求により又は職権で、調査手続(以下「利用許否等調査手続」という。)を開始し、その旨を速やかに当該施設管理者に通知するものとする。
- 2 人種等差別撤廃委員会は、必要と認めるときは、利用許否等調査手続において事実の調査をすることができる。
 - 3 人種等差別撤廃委員会は、国又は第1項の規定による請求をした者に対し、意見の陳述及び資料の提出を求めることができる。
 - 4 人種等差別撤廃委員会は、適当と認める者から事情を聴取することができる。
 - 5 人種等差別撤廃委員会は、利用許可を申請した者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べ、及び資料を提出する機会を与えなければならない。ただし、利用許可を申請した者の所在が判明しないときは、こ

の限りではない。

- 6 人種等差別撤廃委員会は、利用許可を申請した者から請求があった場合であって、必要があると認めるときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 利用許可を申請した者は、前項により意見を述べるときには、人種等差別撤廃委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。補佐人は、弁護士のうちから選任するものとする。
- 8 人種等差別撤廃委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。
 - 一 第4項の規定による事情の聴取
 - 二 第6項の規定による意見の聴取
- 9 利用許否等調査手続は、公開しない。ただし、人種等差別撤廃委員会が許可した場合を除く。
- 10 人種等差別撤廃委員会は、利用許否等調査手続を終結したときは、遅滞なく、当該利用許可申請の許否等に関する意見を書面により当該施設管理者に通知しなければならない。
- 11 人種等差別撤廃委員会は、国の施設の利用制限に係るガイドラインを策定し、公表するものとする。

第4章 人種等差別撤廃委員会

第1節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第26条 内閣府設置法（1999（平成11）年法律第89号）第49条第3項の規定に基づいて、人種等差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する²⁴。

3 委員会は、東京都に置く中央委員会及び地方委員会をもって構成する²⁵。

(任務)

²⁴ 参照条文

●独禁法

第二十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

② 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

●個人情報保護法

(設置)

第五十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

²⁵ 中央と地方との関係については補充規定が必要。

第27条 委員会は、この法律に定める事務のほか、国の人種等差別撤廃施策を総合的かつ効果的に推進することを任務とする。

(所掌事務)

第28条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法制度の整備、政府基本方針の策定及び推進をはじめとする国への提言に関すること。
- 二 人種等を理由とする差別の被害者の救済に関すること。
- 三 国の施設の利用制限に関する調査と提言に関すること。
- 四 国の人種等差別撤廃施策についての広報及び啓発に関すること。
- 五 人種等を理由とする差別の撤廃のための教育に関すること。
- 六 公務員等に対する人種等を理由とする差別の撤廃のための研修に関すること。
- 七 人種等を理由とする差別的言動及び差別犯罪の防止に関すること。
- 八 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 九 人種等を理由とする差別の撤廃に取り組む民間団体との協力に関すること。
- 十 前各号の事務に係る国際協力に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第29条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第30条 中央委員会は、委員長及び委員8名をもって組織する。

- 2 地方委員会の委員の数は、地方の規模に応じて人種等差別撤廃委員会規則で定める。
- 3 中央委員会の委員長及び委員は、人格が高潔で人種等を理由とする差別撤廃政策について識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する²⁶。
- 4 委員長及び委員には、人種等を理由とする差別についての専門的な知識

²⁶ 個人情報保護法63条

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

経験を有する弁護士、人種等を理由とする差別について研究する国際人権法学者、人種等を理由とする差別について継続して報道してきた報道関係者を含むものとする。

- 5 委員長及び委員には、人種等に係る社会的少数者3名以上が含まれるものとする。
- 6 委員長及び委員には、日本国籍を有しない者も任命されることができる。
- 7 委員のうち男性又は女性の一方が3分の2を超えてはならない。

(任期等)

第31条 委員長及び委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第3項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第32条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第33条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第34条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合

に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第35条 中央委員会の委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び4人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第32条第4号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第2項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第36条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 5 専門委員には、日本国籍を有しない者も任命されることができる。

(事務局)

第37条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局の職員は、人種等を理由とする差別の撤廃に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。事務局の職員のうち3分の1以上は弁護士とする²⁷。
- 5 事務局の職員には、日本国籍を有しない者も任命されることができる。

²⁷ 参照条文

●労働審判法
(労働審判員)

第九条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に参与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。

- 2 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。
- 3 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(政治運動等の禁止)

第38条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第39条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第40条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第41条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、人種等差別撤廃委員会規則（以下「規則」という。）を制定することができる。

第2節 差別的行為の撤廃に関する措置

(差別的行為調査手続の開始)

第42条 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為により害を被った者若しくはその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合であつて、被害者の明示した意思に反しないときには、被害者の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により又は職権で、調査手続（以下、本条の調査手続を「差別的行為調査手続」という。）を開始するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、差別的行為のうち、第4条第3号、第4号又は第5号にあたるものについては、当該差別的行為の対象となった人種等に係る社会的少数者であつて当該人種等に関する共通の属性を有する者により構成される団体も請求することができる。

(人種等差別撤廃委員会による調査)

第43条 人種等差別撤廃委員会は、必要と認めるときは、差別的行為調査手続において事実の調査をすることができる。

- 2 人種等差別撤廃委員会は、国又は前条の規定による請求をした者（以下本節において「請求者」という。）に対し、意見の陳述及び資料の提出を求めることができる。
- 3 人種等差別撤廃委員会は、適当と認める者から事情を聴取することがで

きる。

- 4 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為をした疑いがある者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べ、及び資料を提出する機会を与えなければならない。ただし、差別的行為をした疑いがある者の所在が判明しないときは、この限りではない。
- 5 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為をした疑いがある者から請求があった場合であって、必要があると認めるときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 差別的行為をした疑いがある者は、前項により意見を述べるときには、人種等差別撤廃委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。補佐人は、弁護士のうちから選任するものとする。
- 7 人種等差別撤廃委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。
 - 一 第3項の規定による事情の聴取
 - 二 第5項の規定による意見の聴取
- 8 差別的行為調査手続は、公開しない。ただし、人種等差別撤廃委員会が許可した場合を除く。
- 9 人種等差別撤廃委員会は、インターネットを通じて差別的行為が行われたと認めた場合において、当該差別的行為の行為者が不明であるときは、インターネット事業者に対し、当該差別的行為に係る発信者情報その他個人識別のための情報の開示を求めることができる。
- 10 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為調査手続を開始後、原則として1年以内に差別的行為調査手続を終了しなければならない。
- 11 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為調査手続を終結したときは、遅滞なく、是正措置等に関する意見書を作成しなければならない。
- 12 前項の意見書には、主文、事案の概要及び理由を記載する。主文には、当該行為が差別的行為に該当する旨及び該当する第4条各号の条項若しくは該当しない旨、是正措置をするべき旨若しくは是正措置をするべきでない旨、並びに是正措置をするべきときには是正措置の内容を記載する。事案の概要には、当該行為の内容を記載する。理由には、当該行為が差別的行為に該当する理由若しくは差別的行為に該当しない理由、是正措置をするべき理由若しくは是正措置をするべきでない理由、並びに是正措置等をするべきときには当該是正措置の内容が相当である理由を記載する。

(差別的行為に対する是正措置及び公表)

第44条 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為調査手続により、差別的行為が行われたと認めた場合は(以下、認められた行為を、本条及び次条におい

- て「当該差別的行為」という。)、事案の内容に即して、指導、勧告その他当該差別的行為を是正するために必要な措置を講ずることができる。
- 2 人種等差別撤廃委員会は、前項の措置について、当該差別的行為の概要、当該差別的行為が差別的行為に該当する旨、該当する第4条各号の条項及び措置の内容を公表しなければならない。
 - 3 人種等差別撤廃委員会は、第1項の措置について、当該差別的行為の悪質性の程度、行為後の状況、社会的影響の軽重などにより公表することが相当であると認めるときには、当該差別的行為を行った者の氏名又は名称を公表することができる。ただし、公表の期間は、相当な期間であることを要する。
 - 4 人種等差別撤廃委員会は、第1項の規定による措置を講ずるときは、当該差別的行為を行った者に対し、書面により、措置の内容及びその理由並びに第2項及び前項の規定による公表をする旨を通知しなければならない。ただし、当該差別的行為を行った者の所在が判明しないときは、この限りではない。
 - 5 前項本文の通知は、当該差別的行為を行った者の住所（当該差別的行為を行った者が別に通知を受ける場所又は連絡先を人種等差別撤廃委員会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
 - 6 前項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
 - 7 人種等差別撤廃委員会は、請求者に対し、書面により、第1項の規定による措置を講じたときはその旨、その内容及びその理由並びに第2項の規定による公表をした旨を、第1項の規定による措置を講じなかったときはその旨及びその理由を、第3項の規定による公表をしたときはその旨を、それぞれ通知しなければならない。

(差別的行為に対する警告)

- 第45条 人種等差別撤廃委員会は、差別的行為調査手続により、当該差別的行為が行われたと認めた場合であって、当該差別的行為をした者がさらに当該差別的行為又は当該差別的行為に類する行為をするおそれがあるときは、当該差別的行為をした者に対し、当該差別的行為又は当該差別的行為に類する行為（以下「警告対象行為」と総称する。）をしてはならない旨を警告する（以下単に「警告」という。）ことができる。
- 2 人種等差別撤廃委員会は、警告について、当該差別的行為の概要、当該差別的行為が差別的行為に該当する旨、該当する第4条各号の条項及び警告の内容を公表しなければならない。

- 3 人種等差別撤廃委員会は、警告について、警告を受ける者(以下「警告対象者」という。)の氏名又は名称を公表しなければならない。ただし、公表することが相当でない場合は、この限りでない。また、公表の期間は、相当の期間であることを要する。
- 4 人種等差別撤廃委員会は、警告をするときは、警告対象者に対し、書面により、警告の内容及びその理由並びに第2項及び前項の規定による公表をする旨を通知しなければならない。ただし、警告対象者の所在が判明しないときは、この限りではない。
- 5 前項本文の通知は、警告対象者の住所(警告対象者が別に通知を受ける場所又は連絡先を人種等差別撤廃委員会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。
- 6 第4項本文の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 7 人種等差別撤廃委員会は、請求者に対し、書面により、第1項の規定による警告をしたときはその旨、その内容及びその理由並びに第2項の規定による公表をした旨を、第1項の規定による警告をしなかったときはその旨及びその理由を、第3項の規定による公表をしたときはその旨を、それぞれ通知しなければならない。

(差別的行為に対する命令)

- 第46条 人種等差別撤廃委員会は、警告対象者が、警告を受けたにもかかわらず、警告対象行為を行い、かつ、さらに警告対象行為をするおそれがあるときは、警告対象者に対し、次に掲げる事項の全部又は一部を命ずること(以下本条において「命令」という。)ができる。
- 一 警告対象行為(以下「命令対象行為」という。)をしてはならないこと
 - 二 命令対象行為が行われることを防止するために必要であると人種等差別撤廃委員会が認める事項を履行すること
- 2 人種等差別撤廃委員会は、命令について、命令を受ける者(以下「命令対象者」という。)が警告に反して行った警告対象行為の概要、命令対象者が警告に反して行った警告対象行為が差別的行為に該当する旨、該当する第5条各号の条項及び命令の内容並びに命令対象者の氏名及び規則で定める事項があるときは当該事項を公表しなければならない。ただし、公表の期間は、相当な期間であることを要する。
 - 3 人種等差別撤廃委員会は、命令をするときは、命令対象者に対し、書面により、命令の内容及びその理由並びに前項の規定による公表をする旨を通知しなければならない。ただし、命令対象者の所在が判明しないときは、この限りではない。

- 4 前項本文の通知は、命令対象者の住所（命令対象者が別に通知を受ける場所又は連絡先を人種等差別撤廃委員会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 5 第3項本文の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 6 人種等差別撤廃委員会は、請求者に対し、書面により、命令をしたときはその旨、その内容及びその理由並びに第3項の規定による公表をした旨を、命令をしなかったときはその旨及びその理由を、それぞれ通知しなければならない。
- 8 命令の効力は、10年間とする。
- 9 本条に規定するもののほか、命令の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（命令への委任）

第47条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第48条 第39条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 第46条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の過料に処する²⁸。

²⁸ 参照条文

●水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）

第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

（特定事業者に係る命令）

第十六条 環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、特定事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく環境大臣の処分違反したときは、当該特定事業者に対し、当該役員解任を命ずることができる。

●商法

（他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止）

第十二条 何人も、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(過料)

第十三条 前条第一項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

●民法37条8項

8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

●非訟事件手続法

第五編 過料事件

(管轄裁判所)

第百十九条 過料事件(過料についての裁判の手続に係る非訟事件をいう。)は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当事者(過料の裁判がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下この編において同じ。)の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(過料についての裁判等)

第百二十条 過料についての裁判には、理由を付さなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。

3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

4 過料についての裁判の手続(その抗告審における手続を含む。次項において同じ。)に要する手続費用は、過料の裁判をした場合にあつては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあつては国庫の負担とする。

5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手続に要する手続費用は、国庫の負担とする。

(過料の裁判の執行)

第百二十一条 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

(略式手続)

第百二十二条 裁判所は、第百二十条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(2016(平成28)年法律第68号)の廃止)

第2条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(2016(平成28)年法律第68号)は、廃止する。

(政令への委任)

第3条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、遡ってその効力を失う。

4 適法な異議の申立てがあったときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。

5 前項の規定によってすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によってすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。

7 第百二十条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあった場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があった後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあった場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。